

第5回 JASRAC著作権ゼミナール

著作権教育の実践事例

「著作権は必要なの？」

講師:新井 弥生 氏

茨城県筑西市立嘉田生崎小学校教諭

茨城県筑西市立嘉田生崎小学校から参りました新井弥生と申します。

茨城県から出張に出る機会もなかなかないんですけど、きょうは出張だけではなく、このような場で発表をする機会をいただきまして、自分もすごく驚いていますし、すごく緊張しています。よろしくお願いします。

今年度は小学校に勤務しているんですが、昨年度までは茨城県つくば市の学園都市の中心部にあります、つくば市立竹園東中学校に勤務しておりました。

本日の発表は昨年度、中学校で行った授業の実践を発表させていただきたいと思います。では、まず初めに、著作権教育の授業実践のきっかけからお話します。

私は中学校では音楽を担当していました。音楽の授業では、歌ったり、楽器を演奏する「表現」、曲を聞く「鑑賞」、そのほかに音楽を自分たちでつくるという「創作」の部分があるんですけども、なかなか歌唱、器楽、鑑賞に対して創作というのが難しくてどうしようと思っていました。作曲すると時間もかかるし、つくってからそれを発表するまでに演奏を練習する時間がとられてしまったり、グループでやると得意な子ばかりが活躍して、全然何もしないで長い時間を過ごして、創作の発表会をむかえる生徒がいることもありまして、これではどうしようと思っていたときに、作曲ソフトの存在を知りました。作曲ソフトなら一人で一つの作品をつくれます。実際の演奏と機械上でやるというのは音楽的にはどうかなというところはもちろんあるんですけども、作曲者の体験ができるということは大切だと思いますし、例えば怖い曲にしたいんだったら低い音をたくさん使うとか、ネズミが走っている音楽をつくりたいというのであれば、走っているように聞こえるように、速い音符でいっぱい高い音を使うとか、そういう計画書をつくれれば音楽の勉強にもなりますし、作曲ソフトにデータを入力して作曲をすれば、音楽や器楽表現が苦手な子でも、耳で入れたデータを聞きながら創作活動ができるのがいいかなと思って、作曲ソフトをつかった創作活動をやってみました。

とにかく音を聞いて、自分が意図するイメージに合うように試行錯誤しながら作曲活動をやっけていこうということだったんですけども、何時間か続けて作品づくりをする中で、データベースみたいなものに作品を入れた時に、問題がおこりました。

データベースから自由に友達の作品を聞けるので、自分がアイデアに行き詰まってしまったときには、ほかの子の作品を聞いて、「これ、いいな」と思ったら勝手に自分のものにしてしまったり、ひどい例だと、そのまま上書きで自分の音符を入力して、自分のものにしてしまったりとか。まさかそんなことはしないと思っていたんですけど、そういう子もちらほらいました。後は既存の歌手が歌っているすばらしい曲を入れて、ちょっとそこに足して自分の作品ですと言いたげな生徒もいたので、これはまずいなと思ひまして、これだと音楽の創作からは外れてしまうし、著作権を含めた授業が必要なのかなと感じました。

5時間、6時間もかけて作曲活動をしていたので、生み出す苦しみというか、大変さを実感していると思ひましたし、生徒の作品であれども創作したものには著作権が生まれて、自分たちが著作者という立場になるという機会に、私も全然わからないところも多かった

んですけど、著作権についての授業をやったほうが良いなと思ったので、授業実践を考えることにしました。

作曲ソフトを使った授業というのは中学校2年生で行いまして、当時、私は中学校3年生の担任をしていましたので、2年生と会うのは週1回の音楽の授業だけで、様子もよくわからないので、まず、アンケートを行いました。抜き打ちというわけじゃないですけども、3つの質問を聞いてみました。

まず、最初の「著作権を知っていますか？」という質問、生徒は156名いたんですが、「知っている」が35%、「少しならわかる」が42%、「知らない」といっても書くのが面倒くさいとか、そういう理由の子もいたのかもしれないですけども、23%でした。

私としては、著作権のことを知っている子が割といるんだなというのが正直な感想で、わかっているのに人の作品の上はどうして上書きなんかしちゃうんだろうかと思いました。その次に著作権について、具体的に知っていることは何ですかと聞いてみたところ、このようになりました。一番多かったのが、勝手に他の人がつくったものを許可なく使ってはいけないということで、勝手にまねをしてはいけないとか、とにかく勝手に人のものは使っちゃいけないというのは何となく把握しているんだなというのがわかりました。

いきなりだったせいもあるとは思いますが、作品の保護期間について、実際は著作者の死後50年ですが、死後20年か30年くらいたてば自由に使ってもよいと答える生徒もいました。小学校時代とか中学校になってからほかの教科で著作権について少しは触れているんだと、このアンケートの結果を見て思いました。中には著作権について教科書の文言そのままかなというぐらいきちんと書ける子もいまして、リーフレットか教科書の言葉どおりじゃないかと、穴埋め問題だったらこの人は100点だなと思うような回答もありました。

最後の質問で、著作権はなぜあると思いますかという質問をしたところ、わからないとか、無回答のものが増えてきました。一番多かったのは、個人の権利を守るためというすごく難しい言葉で書いてくれた人が一番多いという結果になりました。80%近くは著作権について知っていると思っているし、多分、自分だけで勉強をしたんじゃないかと、きっとどこかで一緒に勉強してきたんだろうなと。著作権について大まかな理解はあるんですが、どうしてあるのかなということについては、無回答が増えて答えられないんだなと思いました。

この結果を踏まえて、どう授業を進めようかと思ったときに、著作権にはこういうのがあるんだよというの、もちろん必要なことだとは思ったんですけど、今回は、もうちょっと違った角度から授業をできないかなと考えました。

そこで、ねらいとして、今回の機会を活用して、著作権をもっと身近なものとして考えてほしいなということと、創作者の立場でつくった経験を生かしてほしいなと思って考えたのですが、著作権は本当に必要なのかということについて、絶対に必要だという肯定派と、そんなの必要ないんじゃないかという否定派に分けて討論会をしてみれば、その討論

の中で1人ずつの考えが深まっていったり、興味、関心が高まるのではないかと考えました。

絶対守らなきゃいけない、守らされているというんじゃなくて、本当に必要だったら自ら守りたいとか、大切にしたいという気持ちになってくれるかなと思いました。

いきなり討論会をするといっても、討論会にならないかなと思ったので、討論会をやる前に3つのことをやりました。

1つ目は、自分がつくった画像と説明と音楽を1枚にした作品のページにコピーライトマーク、(C) 2007、ここに名前が来ているんですけど、それを必ず入れるように言いました。中間発表会の前だったんですけども、特に何も説明をしないで、とにかく必ず入れるように言うと、何で入れるんですかとか、これは何ですかとかたくさん質問がきました。コピーライトマークについては、私もお恥ずかしながら、この授業実践をやろうと思ってからいろいろサイトを見てわかったんですけど、すぐに教えなくて「自分の近くにヒントがあるから探してみて」と言って、いろいろ探してもらったりしました。すると、「シャーペンに書いてありました」とか、「下敷きにあります」とか、「文庫本の後ろにもあります」などと教えてくれました。こういうものと同じように、自分たちも作品をつくったんだから、コピーライトマークを入れて、この作品の著作権は何年に自分にあるということを体験して、コピーライトマークの意味を知るといふのを討論会の前にやりました。

次に、討論会をする前に大まかに現在の著作権をとらえていたほうがいかなと思ったので、少しの時間だったんですけども、これらのページを参考にさせていただいて、先ほどのアンケート結果を出しながら、大体こんな感じだよと少し確認をしました。

次に、今著作権をめぐる問題になっていること、現実の世界ではこういうことが問題になっていますという紹介をしました。個人録音調査とファイル交換ソフトの利用調査というのが日本レコード協会の調べでインターネット上に公表されていたので、そちらのページを使って、最近はファイル交換ソフトの利用者がすごく増えているという内容を確認しました。

2001年度と2007年度の利用実態の調査レポートを使って、とにかく技術が発展してきていて、コンピューターも発展してきているので、こういうコピーが急増している実態があるという話をして、この状況を受けて、今はコピーコントロールCDというのが実際に発売されているということを説明しました。エイベックス、ポニーキャニオンなど、Jポップが大好きな中学生なら絶対に知っているレコード会社が今ではみんなこういうのを採用してきているという話をしました。割とバンドなんかにもあこがれを持っていて、文化祭で発表するのが格好いいと思っている子たちも多いので、こういう話になるとすごく熱心に聞いてくれました。

あと、著作権が必要かどうかという討論をするには、著作権という考え方がなぜ生まれてきたのかという説明も必要かなと思ったので、先ほどの「もう一つの著作権の話」というページを参考にさせていただいて、500年前に印刷機が発明されたときに著作権とい

う考え方が生まれてきたんだという話を少ししました。ここまでを音楽の時間の最後のほうで少しやっておいて、それから、次の時間に討論会という形で1時間授業実践をしました。討論会はクラスを2つに機械的に分けて、肯定派と否定派に分かれて、それぞれ、著作権がもしなかったらこんないいところがあるとか、なかったらこういうところが困るとか、あるからこういうところがいいとか、そういう根拠をはっきりさせて主張を考えて発表してくださいと話をしました。討論会の様子をビデオに撮っておけばよかったんですが、撮っていないので、出た意見をそのまま書き出しましたので、ごらんください。

まず、肯定派からはすごく苦労して作ったものを真似されると、本当に嫌な気持ちになるという意見が出てきました。否定派からは、手続が面倒くさいとか、安くたくさんのものを聞けるほうがいいたろうとか。YouTubeというのも私はここで初めて聞いたんですけども、中学生にはすごくYouTubeの動画というのは浸透しているんだなと思いました。

その後、新しいものを作ろうとする気持ちがなくなってくると、それは社会全体の損になるとか、文化が進歩しなくなるんじゃないかという意見とか。でも、文化は共有したほうが進歩はするんじゃないですかという否定派の反論があったり、アーティストだったたくさんの人に聞かれたほうがうれしいに決まっていますという反論が出たりしました。

自分が苦労して作ったのに、そこを飛び越して第三者がもうけたり、得したりするのはおかしいですという話も出まして、でも、アーティストは十分もうかっているんだから、デジタルプレーヤーがだめと言われたら、ほかの人がもうからなくなるとか、せつかく技術が発展しているのに何でフル活用をさせてくれないんだという反論が出ました。

でも、やっぱり安心して作品をつくれないうし、悪用されてしまった後は自分は何ともできないという肯定派の意見が出ると、これはすごく意外な意見だったんですけど、著作権否定派から、コピーコントロールCDのロック解除ができる人だけが楽しめるから、そんな人だけを楽しませる著作権はなくていいというのができました。ロックは、知識ある人なら簡単に解除できると思っているのがすごく意外でした。著作権を破るような、悪いことをする人が得をしちゃいけない。だったら、全部オープンにしてみんなが楽しめたほうが平等じゃないですかとか、様々な意見が出ました。意見が全然出なかったらどうしようと思っていたんですが、とっても活発に肯定派、否定派など意見をどんどん言ってくれました。

肯定派から、一々收拾がつかないからと著作権をなくしてしまったら、さらに收拾がつかなくなって余計に大変なことになりますとか、もっと厳しく取り締まったほうがよくても、破っている人が多かったら厳しく取り締まる手が追いつかないから、守る人を増やせばいいんじゃないですかとか、いろいろ出ました。時間が来るまで自由に討論をしました。ディベートというのは本来、勝ち負けを決めるべきだと聞くんですけども、勝ち負けを決めるのではなくて、とりあえずお互いにいろいろ意見を交わし合っているんな考え方に触れて、後はこの討論会を終えてどうだったという感想をそれぞれ発表するという形にしました。

否定派の意見をすごく活発に発表していた生徒が、著作権はやっぱりあったほうがいいと思いますと一番に言ってくれました。いろいろその後も感想はたくさん言ってくれました。すべてが利用できないというわけじゃないから、悪用せずに利用していきたいとか、つくった人の権利を守りながら正当なルートで広めていけるのが一番いいんだとか、特にこちらから何かを言ったわけではないんですけども、生徒からたくさん著作権について自分たちなりに考えた意見を発表してくれました。

最後のまとめじゃないですけども、私からは、例えばJASRACさんのような一括して作品を管理する組織があって、そこに手続きして正当なルートで作品を利用していく仕組みがあるんだということを言って終わりました。

授業準備や研究を長期的にやったものでもないし、著作権に関する研究を私はずっとしていたわけでもなく、1時間と少ししか授業実践時間はかけていなかったんですけども、授業を終えて生徒たちの中では著作権に対する興味、関心が高まったという声がたくさんありました。もっと調べたいとか、もっと知りたいという声がたくさん聞かれるようになりましたし、廊下とか授業で会うたびに「あそこにも先生、コピーライトマークがあったんだよ」とか、「うちに帰って全部あるかどうか見ちゃった」とか、そういうのを報告に来てくれたりとか。「もう1回討論会をやりたいんです、あのときは知識が少な過ぎてちゃんと言えなかったので、もう1回調べてやりたいです」とか、そういうのを言ってくれる子が1人、2人じゃなくてたくさんいたということで、ちょっとは著作権に対しての興味、関心を高められたのかと思いました。

2年担当の先生からも、総合の時間にコンピューターを使っていたら、生徒同士で「ちゃんと著作権のことを考えてやれよ。」と言っていたよと聞いたので、今回は、生徒にもっと調べたいとか、知りたいとか感じさせることができたのかなというのが実践の効果かなと思っています。

最後に、討論会のときに使ったワークシートを持ってきました。肯定派の子の主張と感想と振り返りです。課題としては、せっかく意識が高まったのに、ここで終わりにしてしまったのが本当によくはないなと思います。本当は第2回、第3回ともっと討論会を重ねればよかったかなと思っています。学年が違ったということもあるし、音楽の時間では授業時間を確保することは難しかったので、学校にかけ合って総合の時間とか裁量の時間なんかをもらってやっていける努力をもうちょっとすればよかったなと今は思っています。

本当に少ない時間での実践ではあったんですけども、生徒たちの著作権に対する興味関心が高まったというところで、授業実践には自信もなかったんですけど、授業をやってみてよかったかなと思いました。

今は小学校ですので、この実践の続きをすることはできなくなってしまったので、また、児童の実態を見ながら児童に合った方法で授業の実践ができるといいなと思っています。

まとまりませんが、これで終わりにします。ご清聴ありがとうございました。(拍手)

【司会】 新井先生、ありがとうございました。

それでは、大和様より講評をお願いいたします。

【大和】 新井先生、どうもありがとうございました。

かねてから私どもも著作権教育については、学校種や教科を問わずあらゆる教育活動を通じて取り組んでいただければありがたいとお願いをしていたところです。先ほども紹介しましたように、今年3月に告示された中学校学習指導要領の音楽では、「各学年の表現及び鑑賞の指導に当たっては次のとおり取り扱うこと。音楽に関する知的財産について必要に応じて触れるようにすること」と記述されていますが、今、新井先生からご紹介いただいた実践は、指導要領告示前の取組ですので、ある意味で新しい指導要領を先取りした先進的な取組だったんだらうと感動をしております。

新井先生は「時間もわずかだけれども」と謙遜をされましたけれども、著作権教育に関して膨大な指導計画を立てて、長時間やってほしいというのは正直なところ思っておりません。例えば、次の発表にもありますけれども、短い時間を使ってでもいいから、子どもたちに興味や関心をもたせ、著作権という知的財産に触れる機会をつくっていただいて、自ら考える場づくりなどをしていただければ十分だろうと思っておりますので、ただいまの新井先生のご発表、課題もいろいろおありのようですけれども、非常に素晴らしい取組だったと思います。

特に作曲した音楽ファイルを紹介するイラストと文章の解説で、(C) マークをつけることとご指導されて、子どもたちが「これ何」、「何でそんなことをするの」と質問があったときに、あえて答えず、「身近にあるから自分で調べてみて」と対応したというのは、絶妙のリアクションだなと私は思いました。ディベートについては、その勝ち負けというのは、主張が正しいか間違っているかではなくて、論理的に説得性がある主張ができたかどうかということで、やり方も評価の仕方もなかなか難しいんですけども、著作権の問題を取り上げられたというのはチャレンジングな取り組みで非常に有意義な実践だったなと思えます。どうもありがとうございました。

なお、先ほどの田中先生、それから新井先生、次の保田先生と実践が紹介されますが、ご参加の皆様にはこのような取組を見習って同じ取組をしてくださいとお願いしているわけではありません。もしそういうお願いをしたとすれば、うちの学校じゃ無理だという学校がほとんどではないかと思えます。これらの学校は実践事例のコンクールで表彰されているわけですから、言ってみればトップクラスです。だから、それと同じような取組をすべての学校でせよというのは無理な話で、1つの事例としてとらえていただいて、それぞれの学校でできる工夫はたくさんあると思えますから、こういった取組をヒントにしてそれぞれの学校の実践に生かしていただければありがたいなと思っております。

新井先生、非常に有意義なご発表、ありがとうございました。今後とも小学校で頑張っていたいただければありがたいと思います。よろしく申し上げます。

【新井】 ありがとうございました。(拍手)